

【事務事業調査】

事務事業名	まちづくり基本条例推進費			予算科目コード	会計 - 款 - 項 - 目 - 事業
					001-020112-003-01-01-0
担当部課	住民生活部 住民課	担当 リーダー	協働推進担当 山野井 紀泰	事業の分類	既存事業

事務事業の概要

	何をどのような方法で実施します(実施しました)か？	どのような成果が現れます(現れました)か？
計画	「仮称」高根沢町まちづくり基本条例を制定する。 高根沢町まちづくり基本条例検討委員会を平成18年9月に設置し毎月会議を開催している。まちづくりの理念や仕組みについて現在も協議・検討中である。 (委員) 公募委員8名 学識経験委員3名 議会推薦委員2名 副町長1名 計14名	住民がまちづくりに参画する権利と義務、行政は住民にまちづくりに参画する機会を提供する努力義務等、参画と協働のあり方を明文化し、住民の権利保障やそのための制度保障をかたちにする。
実績	平成20年6月10日に議会での議決を得て制定し、同日付で公布・施行しました。 町民のみなさんへのお知らせとして、条例を解説した「高根沢町まちづくり基本条例の手引き」を作成して、平成20年8月7日に新聞折込みにて全戸配付しました。 まちづくり基本条例検討委員会での検討は、平成18年9月から平成19年11月まで行いました。(全体会議15回、3グループの代表者による会議2回)(平成19年12月答申)(委員構成:公募委員8名 学識経験委員3名 議会推薦委員2名 副町長1名 計14名)	まちづくり基本条例の制定によって、町民のみなさん・議会・町の役割、行政運営のルールなどを明らかにすることによって、町民のみなさんがまちづくりに参画するための環境が整備されました。これにより町が急激に変化することはありませんが、自治のあり方が少しずつ変わっていくものと考えられます。 手引きを配付することで、町民のみなさんがこの条例に触れ、まちづくりに参加・参画するきっかけに、あるいは関心を高める動機づけになるものと思います。

活動指標

指標	目標値	達成値	特記事項
まちづくり基本条例の制定	制定	制定	平成20年6月10日に議会での議決を得て制定し、同日付で公布・施行しました。

事業費(計画)

細 節	金 額
1 報償金	214,500
2 印刷製本費	876,960
3 委託料	721,678
4 食糧費	6,300
5	
6	
7	
8	
	1,819,438

事業費(当初予算)

細 節	金 額
1 報償金	215,000
2 印刷製本費	644,000
3 委託料	722,000
4 食糧費	6,000
5	
6	
7	
8	
	1,587,000

事業費(実績)

細 節	金 額	特記事項
1 報償金	0	答申(平成19年12月)以降、会議の開催はありませんでした。
2 印刷製本費	462,000	まちづくり基本条例の手引き作成(作成部数:11,000部)
3 委託料	470,400	まちづくり基本条例の手引き新聞折込み委託(折込み部数:9,990部)
4 食糧費	0	答申(平成19年12月)以降、会議の開催はありませんでした。
5		
6		
7		
8		
	932,400	

事業経費

		計 画	実 績	特記事項
予 算	当初予算額		1,587,000	
	補正予算額		0	
	流用額		0	
	予算現額		1,587,000	
決 算	決算額		932,400	
財 源	国庫支出金			
	県支出金			
	地方債			
	受益者負担金			
	その他の特定財源			
	計	0	0	
	差引(一般財源)	1,819,438	932,400	